

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案の概要

1. 改正の趣旨

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）第2条第2項に規定する第一種指定化学物質及び同条第3項に規定する第二種指定化学物質の指定並びに同条第5項に規定する第一種指定化学物質等取扱事業者となり得る業種の追加を行うため、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成12年政令第138号。以下「令」という。）について所要の改正を行うものである。

2. 改正の内容

(1) 第一種指定化学物質の指定（令第1条、令第4条、令別表第1関係）

第一種指定化学物質について、最新の有害性に関する知見や製造・輸入量等に応じ、削除及び追加を行う。現行354物質が指定されているところ、改正後の指定物質数は462物質となる。

また、そのうち、令第4条第1号イに規定する特定第一種指定化学物質についても、削除及び追加を行う。現行12物質が指定されているところ、改正後の指定物質数は15物質となる。

(2) 第二種指定化学物質の指定（令第2条、令第6条、令別表第2関係）

第二種指定化学物質について、最新の有害性に関する知見や製造・輸入量等に応じ、削除及び追加を行う。現行81物質が指定されているところ、改正後の指定物質数は100物質となる。

(3) 業種の追加（令第3条関係）

環境への排出量等の把握及び届出を行う義務を負う第一種指定化学物質等取扱事業者となり得る業種に、医療業を追加する。

3. 施行期日

平成21年10月1日